

熊本県公報

第 1 2 6 7 1 号
平成 29 年 11 月 7 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（小島加入区、牛深町加入区）……………（団体支援課） 1
- 身体障害者福祉法第 1 5 条第 1 項の規定に基づく医師の指定……………（障がい者支援課） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更の届出……………（ 〃 ） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定……………（ 〃 ） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の辞退……………（ 〃 ） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更の届出……………（ 〃 ） 2

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………（商工振興金融課） 3
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（農地・担い手支援課） 4
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（ 〃 ） 4
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（ 〃 ） 5

登 載 依 頼

- 平成 2 9 年度第 2 回熊本県障害者施策推進審議会の開催…（熊本県障害者施策推進審議会） 5
- 平成 2 9 年度第 4 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催について……………（公共事業再評価監視委員会） 5
- 熊本県個人情報保護制度審議会の会議の開催について……………（個人情報保護制度審議会） 6

告 示

熊本県告示第 9 8 1 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号。以下「法」という。）第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和 2 7 年政令第 6 8 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、平成 2 9 年 1 1 月 7 日から平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	法第 1 1 3 条第 1 項の申出をする漁 業協同組合	縦覧場所
小島加入区	熊本市西区小島下町 3 7 3 0 番地 吉本 勢治 熊本市西区小島下町 4 5 9 8 番地 園田 克浩 熊本市西区小島下町 3 7 8 0 番地 友枝 浩一	小島漁業協同組合	小島漁業協同組合
牛深町加入区	天草市牛深町 4 2 5 番地 2 佐々木 倫一 天草市牛深町 2 2 8 6 番地 矢田 吉文 天草市牛深町又 9 9 6 番地 2 の 1 浜崎 義昭	天草漁業協同組合	天草漁業協同組合

熊本県告示第 9 8 2 号

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成 7 年熊本県規則第 1 6 号）第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 1 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
循環器内科	久原 康史	独立行政法人地域医療機能推進機構熊本総合病院 八代市通町 1 0 番 1 0 号	平成 2 9 年 9 月 2 9 日
整形外科	胤末 亮	医療法人潤心会熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室 9 5 5 番地	平成 2 9 年 9 月 2 9 日
呼吸器内科	津守 香里	公立玉名中央病院 玉名市中 1 9 5 0 番地	平成 2 9 年 4 月 1 日

熊本県告示第 9 8 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
陽だまり薬局	医療機関の所在地	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 4 4 5 7 番地 3	阿蘇郡南阿蘇村大字立野 2 0 2 番地 2	平成 2 9 年 9 月 1 日

熊本県告示第 9 8 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
ダン永碓薬局 八代市永碓町 1 0 7 3 番地 1	平成 2 9 年 1 0 月 1 日
きりん薬局松坂店 山鹿市山鹿 1 0 8 7 番地 3	平成 2 9 年 1 0 月 1 日

熊本県告示第 9 8 5 号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 5 条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	辞退年月日
熊入さくら薬局 山鹿市山鹿熊入町 1 2 2 番地 1	平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県告示第 9 8 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
双葉薬局	医療機関の所在地	玉名市立願寺 1 8 8 番地 3	玉名市立願寺 1 9 0 番地 5	平成 2 9 年 1 0 月 1 日
	医療機関の名称	双葉薬局 玉名 店	双葉薬局	

公 告

熊本県公告 6 4 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 9 年 1 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(3 工区)
菊池郡大津町大字室字桜山 1 4 2 1 番 1 の一部、同 1 4 2 1 番 2 の一部、同 1 4 2 2 番の一部、同 1 4 2 3 番 1 の一部、同 1 4 2 3 番 2 の一部、同 1 5 0 4 番 1 の一部及び同 1 5 0 5 番 1 の一部
1 2 , 0 8 6 . 2 6 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)
宇城市松橋町曲野 2 9 4 2 番地 1
株式会社永井運送

熊本県公告第 6 4 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 9 年 1 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字北甘木字八反畑 2 3 1 5 番 1
6 1 0 . 1 2 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)
上益城郡嘉島町鯉 2 7 3 8 番地
株式会社 W E L T M E I S T E R

熊本県公告第 6 4 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 9 年 1 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字北甘木字八反畑 2 3 1 5 番 2
8 8 7 . 8 8 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)
菊池郡菊陽町光の森六丁目 1 9 番 5
株式会社ロジック

熊本県公告第 6 5 0 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成 2 9 年 1 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス鏡店
熊本県八代市千丁町太傘田字平島 2 2 9 0 番 3 外
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則
(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘 正喜
- (2) 変更の年月日

平成 2 9 年 6 月 2 7 日

3 届出年月日

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課

平成 2 9 年 1 1 月 7 日から平成 3 0 年 3 月 7 日まで

熊本県公告第 6 5 1 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 1 月 7 日から同月 2 0 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人たおの	上益城郡山都町田小野	上益城郡山都町田小野字鹿生野 3 0 番 1 ほか 2 3 筆
農事組合法人高月	上益城郡山都町高月	上益城郡山都町高月字楓ノ木 1 5 2 番ほか 6 筆
農事組合法人高月	上益城郡山都町高月	上益城郡山都町井無田字桑ノ原 7 9 9 番ほか 1 3 筆

2 申請年月日

平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日

熊本県公告第 6 5 2 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 1 月 7 日から同月 2 0 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人野津南	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字中小春 1 9 7 3 番ほか 1 筆
農事組合法人野津南	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字中高野 1 1 3 2 番ほか 4 筆
農事組合法人野津南	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字東早津 1 6 8 8 番
農事組合法人アグリ吉野	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町野津字南神太夫 2 2 2 9 番
農事組合法人アグリ鹿島	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町島地字九番割 9 0 9 番ほか 1 筆
農事組合法人アグリ吉野	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町野津字西大鳥 2 5 9 4 番 1 ほか 1 筆
中村 一彦	八代郡氷川町新田	八代郡氷川町野津字西大鳥 2 5 9 4 番 1 ほか 1 筆
農事組合法人アグリ吉野	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町新田字豊ノ内 8 6 番 1 ほか 1 筆
農事組合法人野津南	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字西法道 8 0 7 番ほか 8 筆

2 申請年月日

平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

熊本県公告第 6 5 3 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 29 年 1 月 7 日から同月 20 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字松ノ平 7 8 9 9 番 1
山下 正志	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字松ノ平 7 8 9 4 番 ほか 1 筆
原田 義春	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字大林 8 6 1 4 番 2

2 申請年月日

平成 29 年 1 月 3 日

登 載 依 頼**熊本県障害者施策推進審議会公告第 2 号**

平成 29 年度第 2 回熊本県障害者施策推進審議会を次のとおり開催する。

平成 29 年 1 月 7 日

熊本県障害者施策推進審議会

1 開催日時

平成 29 年 1 月 30 日（木）

午後 2 時から

2 開催場所

熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号

熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室

3 議題（予定）

（1）第 5 期熊本県障がい者計画中間見直しの素案について

（2）第 5 期熊本県障がい福祉計画・第 1 期熊本県障がい児福祉計画の素案について

（3）その他

4 傍聴者の定員について

10 人

5 傍聴手続について

（1）傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。

（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

（3）傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳、要約筆記等が必要な場合は、1 月 14 日（火）までに下記問合せ先へ申し込むこと。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号

熊本県障害者施策推進審議会事務局（熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画調整班）（電話 096-333-2236）

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第 4 号

平成 29 年度第 4 回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

平成 29 年 1 月 7 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

1 開催日時

平成 29 年 1 月 13 日（月）

午前 9 時 30 分から正午まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号

熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室

3 議事（予定）

意見の取りまとめ

4 傍聴者の定員

10 人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の 30 分前から開始し、10 分前で終了します。
- (2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県農林水産部技術管理課）
電話 096-333-2467

熊本県個人情報保護制度審議会公告第 1 号

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 29 年 11 月 7 日

熊本県総務部長

1 日時

平成 29 年 11 月 10 日（金）
午前 10 時から正午まで（予定）

2 会場

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階審議会室

3 議事概要

- (1) 会長選任
(2) 会長職務代理者指名
(3) 熊本県個人情報保護条例の一部改正について
(4) その他報告事項

4 傍聴者の定員

10 人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部総務私学局県政情報文書課）
（電話 096-333-2068）